

枚方市入札・契約制度の概要

(令和5年1月)

枚方市 総務部 契約課

目 次

はじめに	1
入札・契約制度の概要	2
1. 枚方市の競争入札への参加に当たって	2
2. 電子入札への参加に当たって(工事、委託及び物品)	4
3. 入札の流れ(入札前まで)(工事、委託及び物品)	5
4. 入札方式(工事、委託及び物品)	6
5. 入札ごとの参加者の資格	7
5-1. 事業所の所在地による区分(工事、委託及び物品)	7
5-2. 発注標準(工事及び建設コンサルタント業務等)	8
5-3. 配置すべき技術者等(工事)	10
5-4. 入札参加件数及び受注件数制限(工事及び建設コンサルタント業務等)	13
6. 低入札価格調査制度、最低制限価格制度、長期継続契約制度	14
6-1. 低入札価格調査制度(工事及び委託)	14
6-2. 最低制限価格制度(工事及び委託)	14
6-3. 長期継続契約制度(委託及び物品)	15
7. 予定価格等の事後公表(工事及び委託)	16
8. 入札の辞退(工事、委託及び物品)	16
9. 入札の中止等(工事、委託及び物品)	16
10. 電子入札システムにおける入札の流れ(入札から開札前まで)(工事、委託及び物品)	17
11. 開札(工事、委託及び物品)	18
12. 入札の無効(工事、委託及び物品)	19
13. 再度入札(工事、委託及び物品)	19
14. 不落随契(工事及び建設コンサルタント業務等)	20
15. 落札者の決定	21
15-1. 落札者(落札候補最上位者)の決定(工事、委託及び物品)	21
15-2. 調査基準価格を設定した場合の落札候補者の決定(工事及び委託)	21
15-3. 落札者決定に必要な審査(工事及び委託)	22
15-4. 契約金額(工場、委託及び物品)	22
16. 契約の締結	23
16-1. 契約の締結(工事、委託及び物品)	23
16-2. 契約を締結しない場合(工事、委託及び物品)	24

16-3. 契約書の提出等(工事、委託及び物品)	24
16-4. 市議会の議決を要する契約の締結(工事及び物品)	24
16-5. 契約保証金(工事、委託及び物品)	25
17. 前払金・中間前払金(工事及び委託)	25
17-1. 前払金(工事及び委託)	25
17-2. 中間前払金(工事)	26
18. 部分払(工事)	26
19. 労務者賃金支払い状況報告書の提出(工事及び委託)	27
20. 建設工事における中間検査の実施対象(工事)	27
21. 工事实績データの登録(CORINS登録)(工事)	27
22. 施工体制台帳(工事)	28
23. 公共工事等からの暴力団排除の取組み(工事、委託及び物品)	28
24. 談合その他不正行為に対する措置(工事、委託及び物品)	29
25. 契約の解除等について(工事、委託及び物品)	29
26. 社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の未加入対策(工事及び委託)	30

※ 「委託」とは、「建設コンサルタント業務等」(土木設計業務、建築設計業務、測量業務及び地質調査業務をいう。以下同じ。)及び「その他委託」(建設コンサルタント業務等以外の委託業務をいう。以下同じ。)をいいます。

はじめに

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

令和4年度についても、低入札価格調査制度対象型における対象工事の拡大及び入札参加者の見直し、人的関係又は資本関係がある事業者の同一入札等への参加制限の見直し、前払金の支払対象となる工事の拡大など、入札・契約制度の改正^(※)を行いました。

なお、これまでも事業者が事前に設計価格や予定価格等を探るなど「入札又は契約に関し非公表とされている情報を聞き出す行為を行ったとき」は、入札参加停止、指名停止等の措置を講じるなど厳正な対応を行ってきたところですが、今後も引き続き、入札談合その他の不当な取引制限に対して厳正な対応を行っていきます。

以下、入札・契約制度の概要をまとめていますのでご確認ください。

^(※) 詳細については、別途、「令和4年度入札・契約制度の改正について」（令和3年12月21日総契第272号）をご参照ください。



入札・契約制度の概要

1. 枚方市の競争入札への参加に当たって

- (1) 本市の入札(売払いの入札を除く。)に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、枚方市競争入札参加資格申請の上、審査を受け、有資格者名簿に登載されていることが必要です。
- (2) 枚方市競争入札参加資格申請の時期及び要領については、本市ホームページの「枚方市入札・契約情報 契約課ホームページ」(以下「契約課ホームページ」という。)等で公表します。
なお、枚方市競争入札参加資格申請に当たっては、審査基準日において引き続き1年以上、その営業を行っていることが必要です。
- (3) 入札参加遵守事項等
 - ① 入札者は、枚方市契約規則(以下「規則」という。)及び地方自治法並びに建設業法等関係法令を遵守し、これら規則等に抵触する行為、その他の不正行為を行ってはなりません。
 - ② 入札者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めてください。
 - ③ 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

※ ①から③のような事実を知った場合は、直ちに契約課へ報告してください。

- ④ 入札者は、入札に際して入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の入札者の迷惑になるようなことを避け、常に公共工事及び公共事業を推進するにふさわしい態度を堅持してください。
 - ⑤ 入札者は、本市が配布する設計図書等(図面、仕様書、質疑・回答書、その他の配布書類をいう。以下同じ。)記載事項その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行ってください。
- (4) 入札に参加できない者
有資格者名簿に登載されている者であっても、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。
 - ① 入札日又は入札締切日において、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の4(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)第1項各号のいずれか又は施行令第167条の4条第2項各号のいずれかに該当する者

- ② 入札日又は入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けている者
- ③ 入札日又は入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例第8条の規定による措置（以下「暴力団排除措置」という。）を受けている者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、入札参加停止の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でない者
- (5) 同一の入札に参加できない者
- ア 事業協同組合（中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）と当該事業協同組合の構成員
- イ 共同企業体と当該共同企業体の構成員
- ウ 以下の資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者
- なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定めるものとします。
- ・資本関係
 - 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ・人的関係
 - 1) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ・事実上一体とみなす関係
 - 1) 一方の会社等の役員*と他方の会社等の役員*が、同居している場合
 - 2) 一方の会社等*と他方の会社等*の本店（建設工事については、建設業の許可に係る主たる営業所）又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
 - 3) 一方の会社等*と他方の会社等*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（*には個人事業主を含みます。）
- (6) 入札保証金
- 入札者は、入札保証金を納付しなければなりません。
- ただし、規則第23条の規定に該当する場合は、免除します。
- 落札者が契約を締結しないとき、又は「16-2. 契約を締結しない場合」の各号に該当するときは、入札保証金は、本市に帰属します。

(7) 正当な理由がなく契約を締結しない場合の違約金

入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として本市に支払わなければなりません。

2. 電子入札への参加に当たって（工事、委託及び物品）

(1) 対象

- ① 制限付き一般競争入札（物品の納入の一部の案件を除く。）
- ② 指名競争入札（委託業務及び物品の納入の一部の案件を除く。）
- ③ 随意契約（複数の者による見積合せを行う案件の一部に限る。）

(2) 特徴

枚方市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）は、制限付き一般競争入札において、参加資格状況申告書と入札書を同時に送信していただく申請入札同時方式を採用しており、一度送信された情報は、入札締切日まで職員、入札者ともに知ることのできないよう、厳重にサーバ管理されています。

(3) 電子入札に参加するための準備

- ① J A C I C コアコンソーシアムの認定認証局が発行する I C カード（国土交通省、大阪府、大阪市と同じであり、共用可能。）を取得してください。
 - ② 契約課ホームページの「様式ダウンロード」に掲載されている枚方市電子入札 I C カード登録用パスワード申請書をダウンロードしてください。
 - ③ ②でダウンロードした申請書に、電子入札システムに利用者登録をする際に使用するパスワード（任意の半角英数字6文字以内）等の必要事項を入力の上、契約課へ Eメール（keiyaku@city.hirakata.osaka.jp）に添付して送信してください。
 - ④ 契約課から「パスワード登録しました」という Eメールの返信を受けたら、電子入札システムの利用者登録を行ってください。
- 詳細は、契約課ホームページ内にある「電子入札システムへ」の中にある「はじめてご利用になる方へ」をご覧ください。
- 「建設工事」及び「建設コンサルタント業務等」の入札においては、それぞれの業種で利用者登録を行った I C カードが必要です。
- 「その他委託」の入札においては「建設工事」、「建設コンサルタント業務等」又は「物品」のいずれかで、「物品」の入札においては「建設工事」、「建設コンサルタント業務等」又は「その他委託」のいずれかで利用者登録を行った I C カードを用いても入札に参加できます。ただし、各区分において、入札参加資格申請内容（例：所在地、支店、受任者）が異なる場合は、可能な限り別々のカードを利用してください。
- 電子入札システムでは、各自で作成された外字は使用することができません。

- システムのメンテナンス情報、運用情報は、大阪地域市町村共同利用電子入札システム (<https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/>) をご覧ください。

3. 入札の流れ（入札前まで）（工事、委託及び物品）

- 総合評価制限付き一般競争入札の入札参加の流れは、別にお知らせします。
- 指名競争入札については、案件ごとの指名業者に指名競争入札実施要領を配布します。

(1) 入札公告

入札案件の公告は、契約課ホームページ、別館6階行政資料コーナー及び契約課前のカウンターで行います。

年間スケジュール（物品購入を除きます。）は、契約課ホームページに掲載しています。

(2) 電子入札案件の設計図書等

電子入札案件の設計図書等は、案件ごとに電子ファイルで配布します。

電子ファイルは、電子入札システムの発注図書取得から取得してください。契約課ホームページの「発注図書ダウンロード」からは取得できませんので、ご注意ください。

(3) 電子入札案件の設計図書等に対する質疑

当該電子入札案件の質疑締切期限までに、本市ホームページの「様式ダウンロード」にある質疑・回答書に記入し、EメールにWordのまま添付して契約課へ送信してください。

質疑に対する回答は、制限付き一般競争入札については契約課ホームページの「質疑回答公表」で、指名競争入札についてはEメール（物品の納入は実施要領で定める方法）で行います。

(4) 電子入札システムによらない入札

書面により競争入札を行います。

配布された説明書等に従って入札に参加してください。

4. 入札方式（工事、委託及び物品）

入札方式は、それぞれ、下表のとおりです。

入札方式		対象入札	
制限付き一般競争入札	総合評価 一般競争入札	施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込した者を落札者とする競争入札	
	建設 工事	低入札価格 調査制度対象型	予定価格（税込）が 1 億 5,000 万円以上（土木一式工事及び管工事は 1 億円以上）の建設工事の入札（総合評価一般競争入札の対象となる入札を除く。）
		工事一般型	予定価格（税込）が 250 万円以上の建設工事の入札（総合評価一般競争入札及び低入札価格調査制度対象型の対象となる入札を除く。）
	委託 業務	業務希望型	予定価格（税込）が 500 万円以上の建設コンサルタント業務等及び予定価格（税込）が 500 万円以上のその他委託業務のうち市長が必要と認めるものの入札
	物品 の納入	物品希望型	予定価格（税込）が 2,000 万円以上の物品購入又は賃貸借の入札
指名競争入札		予定価格（税込）が工事又は製造の請負では 130 万円超、財産の買入れでは 80 万円超、物件の借入れでは 40 万円超、財産の売払い及び物件の貸付けでは 30 万円超、それ以外の契約では 50 万円超のもので、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに規定する随意契約に該当しない場合に、入札者を原則として 3 名以上指名し、特定多数で行う競争入札	
随意契約		施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当するもの（見積合せ等）	

5. 入札ごとの参加者の資格

5-1. 事業所の所在地による区分（工事、委託及び物品）

(1) 工事

市内業者	1. 本店の所在地（法人については本店の所在地の登記）が枚方市内にあること。 2. 建設業の許可に係る主たる営業所が枚方市内にあること。 3. 中小企業者（資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下のものをいう。以下同じ。）であること。
準市内業者	1. 支店、営業所等（以下「支店等」という。）の所在地が枚方市内に登録されており、かつ当該支店等が建設業の許可を受けていること。 2. 支店等が契約を締結する権限を有すること。 3. 中小企業者であること。
その他業者	市内業者及び準市内業者以外のものをいう。

※ 入札参加資格の要件を満たす市内業者の数が少ないことその他の事由により当該入札の競争性及び公正性の確保が難しいと認められる入札及び総合評価一般競争入札を除き、原則として市内業者を対象として発注します。

(2) 委託及び物品

市内業者	本店の所在地が枚方市内にあること。
準市内業者	1. 支店等の所在地が枚方市内にあること。 2. 支店等が契約を締結する権限を有すること。
市外業者	市内業者及び準市内業者以外のものをいう。

5-2. 発注標準（工事及び建設コンサルタント業務等）

▶ 発注案件ごとに、工法、技術等に応じ、次に掲げる事項を考慮して定めます。

(1) 経営事項審査に関する基準（工事）

発注業種	予定価格(税込)	発注標準		
		市内業者	準市内業者	その他業者
		総合点数	総合点数	総合評定値(P点)
土木一式	1,000万円未満	600点未満	700点未満	700点未満
	1,000万円以上3,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	3,000万円以上9,000万円未満	600点以上	700点以上	700点以上
	9,000万円以上（2億円以上で総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	700点以上	800点以上	800点以上
	2億円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	総合評定値(P点)1,200点以上		
建築一式	5,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	5,000万円以上（4億円以上で総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	650点以上	750点以上	750点以上
	4億円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	総合評定値(P点)1,200点以上		
管	2,000万円未満	650点未満	750点未満	750点未満
	2,000万円以上4,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	4,000万円以上（1億5,000万円以上で総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	650点以上	750点以上	750点以上
	1億5,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	過去の同規模事業や他市事例等を比較又は検証をし、建設工事等請負契約審査委員会において決定		
舗装	500万円未満	650点未満	750点未満	750点未満
	500万円以上1,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	1,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	650点以上	750点以上	750点以上
	1億5,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	過去の同規模事業や他市事例等を比較又は検証をし、建設工事等請負契約審査委員会において決定		
上記4業種以外	250万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものを除く。）	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	1億5,000万円以上（総合評価一般競争入札の対象とするものに限る。）	過去の同規模事業や他市事例等を比較又は検証をし、建設工事等請負契約審査委員会において決定		

備考

- ① 発注業種は、建設業法別表を参考に設定した基準による。
- ② 「総合評定値（P点）」とは、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。
- ③ 「総合点数」とは、総合評定値（P点）に以下の発注者別評価点を加えたものをいう。
- ④ 総合評定値及び発注者別評価点は、入札日において最新の有効なものを適用する。

【発注者別評価点】	
①	品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を取得していること【10点】
②	環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得していること【10点】
③	労働安全衛生マネジメントシステム（COHSSMS又はISO45001）の認証を取得していること【20点】
④	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用義務を達成し、同法第43条第7項の規定による厚生労働大臣への報告をしていること（同項の規定による報告の義務のない者にあつては、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1人以上雇用していること）【10点】

(2) 実績に関する基準（工事及び建設コンサルタント業務等）

区分	予定価格 (税込)	基準内容
建設工事	5,000万円未満	当該建設工事と同種の元請実績
	5,000万円以上 1億円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (当該元請実績に係る契約金額が <u>2,500万円以上</u> のものに限る。)
	1億円以上 2億円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (当該元請実績に係る契約金額が <u>5,000万円以上</u> のものに限る。)
	2億円以上	当該建設工事と同種の元請実績 (当該元請実績に係る契約金額が <u>1億円以上</u> のものに限る。)
建設コンサルタント業務等	500万円以上	当該委託業務と同種の元請実績

※実績は、いずれも工期（履行期間）の末日が〈入札締切日以前〉かつ〈入札締切日から過去15年以内〉のものに限ります。

5-3. 配置すべき技術者等（工事）

- 発注案件ごとに、配置すべき主任技術者等及び現場代理人の資格等の条件を付します。

(1) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の資格等

- ① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ※ 契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、入札締切日又は見積書の提出日以前に、3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ※ 在籍出向者、派遣社員、工事期間のみの短期社員等の配置は、認められません。
- ② 契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の建設工事（監理技術者を配置する工事であって、監理技術者補佐を専任配置するものを除く。）及び入札公告で専任配置を求めた建設工事については、主任技術者又は監理技術者を専任配置すること。
- ③ 契約金額が4,000万円以上の建設工事は、現場代理人を専任配置し、現場常駐とすること。
 - ※ 現場代理人は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が兼任することができます。

➤ 配置技術者等及び現場代理人の専任等の基準一覧表

契約金額（※1）	主任技術者又は監理技術者	現場代理人	営業所専任技術者の工事への配置	
4,000万円（建築8,000万円）以上	専任（※2）	常駐・専任	不可	
建築4,000万円以上8,000万円未満	専任を要しない他の工事との兼任可		専任を要しない他の工事との兼任可（※3）	専任を要しない主任技術者としてのみ可（※4）
4,000万円未満				

※1 変更契約があった場合は、変更後の契約金額とします。

※2 配置技術者等及び現場代理人の専任期間は、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルの基準によるものとします。また、監理技術者は、監理技術者補佐を専任配置する場合は、他の1件の工事（監理技術者補佐を専任配置するものに限り、）を兼任することができます。

※3 次の(1)又は(2)に該当し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合に限り、

- (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間において、発注者との連絡体制を確

保した場合

(2) 次の①～④の全てを満たす場合

- ① 兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。
- ② 携帯電話、連絡員の現場常駐等により、発注者と常に連絡が取れること。
- ③ 発注者が求めたときに、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことができること。
- ④ 兼任する工事が本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院及び枚方寝屋川消防組合含む。）発注工事であること。

※4 営業所専任技術者は、現場代理人になることはできません。

(2) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の届出

- ① 入札のとき 参加資格状況申告書により届け出てください。（指名競争入札においては不要。）
- ② 落札者（落札候補者）となったとき 配置予定技術者等調書（契約金額により様式が異なります。）により届け出てください。

<②の添付書類（直接的かつ恒常的な雇用関係の確認書類）（ア～オのいずれか。）>

- ア. 監理技術者資格者証（表・裏）（所属業者が記載されているもの）
- イ. 健康保険被保険者証 ※「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」にマスキングを施すこと。
- ウ. 住民税特別徴収税額（変更）通知書
- エ. 雇用保険被保険者証又は離職年月日無記入の雇用保険被保険者資格喪失届様式
- オ. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※「被保険者整理番号」及び「基礎年金番号」にマスキングを施すこと。

【参考】配置予定技術者等に係る申告について

電子入札システムにて行う建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札の際に添付が必要となっている「参加資格状況申告書」中の配置技術者等に係る申告については、同申告書の送信時点における配置技術者等の氏名記入を必須事項としています。

例えば、「技術者が3人のみの事業者が、技術者の専任を求められる工事に4件以上入札する」などの入札は、虚偽の入札となります。実際に配置できる技術者等の数を超えての入札参加はできませんので、適正な入札を行ってください。

(3) 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の変更

配置予定技術者等調書により届け出る時点で、参加資格状況申告書に記入していた者から変更することは可能です。

それ以後は、退職等の真にやむを得ない場合及び次に掲げる場合であって工事の継続性、品質確保等に支障がないと本市が認める場合を除き、変更することはできません。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、

工期が延長された場合

② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、1つの契約工期が多年に及ぶ場合

※ 変更する場合について

- ・ 監督職員と協議の上、交代時期や交代者を決めてください。
- ・ 契約課に次に掲げる書類を変更前に提出してください。
 - ア. 配置予定技術者等調書
 - イ. 配置予定の技術者等との雇用関係を確認するための書類
 - ウ. 配置予定の技術者等（現場代理人を除く。）の国家資格等を証する書類
 - エ. 変更理由が退職等の真にやむを得ない事由である場合は、その理由が確認できる公的書類（公的書類を変更前に提出できない場合は、まず変更理由説明書を提出してください。）

なお、担当課への提出書類については、監督職員までご確認下さい。

➤ 建設業法における技術者等の規定

● **主任技術者（建設業法第26条第1項）**

建設業法では、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

● **監理技術者（建設業法第26条第2項）**

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

なお、本市の制限付き一般競争入札では、下請契約の請負金額の合計額が概ね上記の金額以上になると見込まれる工事については、発注条件として特定建設業の許可及び監理技術者の配置を求めています。

● **監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書）**

建設業法では、監理技術者の行うべき職務を補佐する者を当該工事現場に専任で配置する場合は、監理技術者の専任義務を緩和することとしています。

ただし、監理技術者が兼任する工事現場の数が2を超えないときに限ります。

● **現場代理人（建設業法第19条の2第1項）**

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合に、その資格等については、規定されていません。しかし、本市では、工事請負契約約款第10条により、工事現場への常駐を求めています。ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

- **専門技術者（建設業法第26条の2）**
 土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。
 配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。
 なお、この専門技術者は、一定工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。
 また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることとなっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。
- **営業所専任技術者の特例（建設業法第7条第2号、第15条第2号）**
 営業所専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する技術者にはなれません。ただし、次の条件を全て満たす場合に、特例として工事現場に専任を要しない主任技術者を兼ねることができます。（現場代理人は兼ねることができません。）
 1. 当該営業所で契約締結した建設工事であること。
 2. 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（当該営業所が枚方市内にあること。）
 3. 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

5-4. 入札参加件数及び受注件数制限（工事及び建設コンサルタント業務等）

(1) 制限付き一般競争入札（工事）

- ① 本市又は枚方寝屋川消防組合が今年度に発注公告をする予定価格（税込）が **500万円以上**の制限付き一般競争入札の案件（低入札価格調査制度対象案件を含む。以下「制限対象案件」という。）について、同一公告日の入札の参加件数及び今年度の受注（契約締結）件数[※]の合計数が **5件**（前年度に契約金額が2,000万円以上の工事が完成し、その工事成績評定結果が80点以上であった者は6件）まで
- ② 本市又は枚方寝屋川消防組合が今年度に発注公告をする**低入札価格調査制度対象案件**について、同一公告日の入札の参加件数及び今年度の受注（契約締結）件数[※]の合計数が **2件**まで

※ J Vとして受注（契約締結）の案件の件数を含む。

- 上記の制限件数を超えた者は、当該公告日の制限対象案件について行った全ての入札が無効となります。

(2) 制限付き一般競争入札（建設コンサルタント業務等）

準市内業者及び市外業者について、業種（土木設計業務、建築設計業務、測量業務、地質調査業務）ごとに、次のとおり同一公告日の入札の参加件数の制限を設定し、発注表に記載します。

業種ごとの同一 公告日の発注件数	入札参加制限件数	
	準市内業者	市外業者
1件～4件	2件	1件
5件～9件	3件	2件
10件～	4件	3件

- 個別に定める制限件数を超えた者は、当該公告日の当該業種の発注案件について行った全ての入札が無効となります。

※ (1)・(2)以外(指名競争入札、その他委託の案件の入札等)は、件数制限がありません。

6. 低入札価格調査制度、最低制限価格制度、長期継続契約制度

6-1. 低入札価格調査制度(工事及び委託)

(1) 制度の概要

施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)に基づき、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて判断するために行う調査であって、当該調査を行うかどうか判断する基準となる調査基準価格を下回った場合には、直ちに落札者を決定せず、低入札価格調査を行った上で落札者を決定する制度

(2) 適用対象

- ① 工事
 - ・ 予定価格(税込)が1億5,000万円以上(土木一式工事及び管工事は1億円以上)の案件
 - ・ 総合評価一般競争入札で発注する案件
- ② 委託
 - ・ 予定価格(契約期間が複数年度にわたる場合にあっては、12月当たりの予定価格)(税込)が1億円以上の案件
 - ・ 総合評価一般競争入札で発注する案件

6-2. 最低制限価格制度(工事及び委託)

(1) 制度の概要

施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を

下回った価格をもって入札した者を落札者とししない制度

(2) 適用対象

- ① 工事 予定価格（税込）が 130 万円超の案件（低入札価格調査制度の適用対象の案件を除く。）
- ② 委託 予定価格（税込）が 50 万円超の案件（低入札価格調査制度の適用対象の案件を除く。）

6－3．長期継続契約制度（委託及び物品）

(1) 制度の概要

翌年度以降にわたり契約を締結することが適切なものにつき、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、将来の負担を約束することなく複数年度にわたる契約を締結することができる制度

- 「枚方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が令和3年9月15日から施行

(2) 特徴

「各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、翌年度以降にわたる契約を締結する」もので、当該契約の締結日の属する年度の翌年度以降における市の債務負担金額は、契約締結時には確定しておらず、各年度の予算の範囲内で変更することがあります。

したがって、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することがあります。この場合において、受注者は、変更又は解除により生じた損害を請求することはできません。また、当該入札に要した費用については入札参加者の負担とし、本市に請求することはできません。

(3) 契約期間

原則5年以内

(4) 適用対象例

- ① 委託
 - ・施設の機械警備（人的警備を除く。）
 - ・消防設備、電気設備の保守、管理、点検等（緊急時対応を含むものに限る。）
 - ・建築設備の保守、管理、点検等（緊急時対応を含むものに限る。）
 - ・システムの保守、管理等（最小限のカスタマイズを含む。）（システム開発、構築業務を除く。）

- ② 物品 ・事務機器又は医療用機器の賃貸借
・ソフトウェア、ライセンスの利用

※ その必要とする期限を定めがたいもののうち、翌年度以降にわたって締結する必要のあるものに限ります。

7. 予定価格等の事後公表（工事及び委託）

- (1) 予定価格、最低制限価格及び調査基準価格は、全て事後公表です。
一般競争入札では落札者を決定したときに、指名競争入札では契約を締結したときに公表します。
- (2) 工事で落札者を決定した案件及び積算内訳書を作成している業務委託で契約を締結した案件は、積算内訳書を、契約課ホームページの「入札契約制度」内で公表します。
ただし、工事のうち予定価格（税込）が250万円未満のもの（1者のみの見積りによる随意契約を除く。）及び業務委託は、積算内訳書公表申出書（契約課ホームページの「様式ダウンロード」に掲載）の提出があった場合に公表します。

8. 入札の辞退（工事、委託及び物品）

- ① 電子入札システムによる制限付き一般競争入札
入札書受信確認後は、入札の辞退はできません。
 - ② 電子入札システムによる指名競争入札
電子入札システムの辞退届を提出してください。
 - ③ 電子入札システムによらない指名競争入札
辞退届を提出してください。
- 入札を辞退したことを理由として、以後の入札等について不利益な取り扱いを受けることはありません。

9. 入札の中止等（工事、委託及び物品）

次のいずれかに該当する場合は入札を中止し、又は入札期日を延期します。

- ① 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- ② 電子入札システムにおいて、システムに障害が生じたとき。

- ③ 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- ④ 入札者又は入札参加資格の審査により当該入札の参加を認められた者が2人に満たないとき。

ただし、次に掲げる入札は、当該入札の参加を認められた者がいるときは、中止としません。

- ア 制限付き一般競争入札が中止又は不調に終わり、再度公告を行って実施する制限付き一般競争入札
- イ 市外業者（その他業者）までを対象とした制限付き一般競争入札
- ウ 当該業種の指名基準に適合する全ての者を対象とした指名競争入札

10. 電子入札システムにおける入札の流れ（入札から開札前まで）（工事、委託及び物品）

※入札参加書類の送信前に…

本市からの入札に関わる重要なお知らせを契約課ホームページの「緊急連絡事項」に掲載する場合がありますので、必ず確認してください。

- (1) 当該電子入札案件の入札書受付締切予定日時（電子入札システムの操作画面最上段に表示されている時刻が、同システムの時刻の基となります。）までに、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税の軽減税率制度の対象となるものは108分の100、非課税の対象となるものは100分の100）に相当する金額を入札書の金額欄に入力し、電子入札システムで送信してください。

なお、締切間際の送信は、入札者数によって送信に時間を要し、締切時間までに到達しないおそれがありますので、入札はゆとりをもって行ってください。

- (2) 入札者は、電子入札システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

※電子入札システムで送信する書類

1. 入力する画面

発注案件の入札書提出を選択すると自動的に入力画面が選択されます。

(1) 競争参加資格確認申請書／入札書

必要事項を入力し、添付欄（添付箇所が異なります。）に必ず下記の書類を各々添付してください。

2. 添付する書類

区分及び入札方式によって添付書類が異なります（下表参照）。

(1) 参加資格状況申告書（添付箇所：入札書中段「添付資料」欄）

契約課ホームページの発注案件情報又は電子入札システムの発注図書取得からダウンロードしてください。

(2) 価格内訳書・中内訳書（添付箇所：入札書下段「内訳書」欄）

契約課ホームページの発注案件情報又は電子入札システムの発注図書取得からダウンロードして使用していただくか、見本にして作成してください。なお、作成される場合は Word 又は Excel にて 1 ファイル 1 メガバイト（MB）以下で作成し添付してください。

区分	入札方式	参加資格状況申告書の添付	価格内訳書・中内訳書の添付
建設工事	制限付き一般競争入札	必要	必要
	指名競争入札	必要	必要
建設コンサルタント業務等	制限付き一般競争入札	必要	必要（価格内訳書のみ）
	指名競争入札	不要	不要
その他委託	制限付き一般競争入札 （低入札価格調査制度対象案件）	必要	必要（価格内訳書のみ）
	制限付き一般競争入札	必要	不要
	指名競争入札	不要	不要
物品	制限付き一般競争入札	必要	不要
	指名競争入札	不要	不要

(3) 制限付き一般競争入札においては、入札締切後に、電子入札システム等による当該入札における入札参加資格の審査を行います。

< 審査項目 >

登録業種、市内外区分、入札参加停止の有無、暴力団排除措置及び参加資格状況申告書の記入事項

- 入札参加資格の審査結果は、電子入札システムによる通知とし、当該入札における入札参加資格がないとした者に対しては、その理由を付して通知します。
- また、契約課ホームページの「発注案件情報・開札速報検索」の案件内の「資格審査結果・指名情報」に公表します。

11. 開札（工事、委託及び物品）

(1) 電子入札における開札

指定した日時に、電子入札システムにより行います。

(2) 電子入札以外の入札における開札

入札終了後、直ちに当該入札場所において、入札者等立会いのもとに行います。入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるもの

とします。

12. 入札の無効（工事、委託及び物品）

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格の要件を満たさない者が行った入札若しくは「1. (4)入札に参加できない者」に該当する者が行った入札又は本市の確認を受けていない代理人が行った入札
- ② 指定の日時まで提出又は到着しなかった入札
- ③ 入札保証金、申込保証金及び競り売り参加の保証金（以下「入札保証金等」という。）の納付を要する入札において入札保証金等を納付しない者又は入札保証金等が所定の額に達しない者が行った入札
- ④ 入札者の記名押印（電子入札の場合は電子署名）のない入札
- ⑤ 同一入札において入札者又はその代理人が2以上の入札を行ったその全部の入札
- ⑥ 同一入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- ⑦ 同一入札において「1. (5)同一の入札に参加できない者」に該当する者同士がそれぞれ行ったその双方の入札
- ⑧ 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑨ 入札に関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足りる事実がある入札
- ⑩ 金額を訂正した入札
- ⑪ 電子入札システムを用いた入札において、電子入札システム以外の方法により行った入札
- ⑫ 電子入札システムを用いた入札において、市長が定める期限までに、必要な入札参加資格の要件の確認のための書類、資料等（以下「参加資格状況申告書等」という。）若しくは必要な価格内訳書の提出がないもの又は参加資格状況申告書等に不備若しくは虚偽の記載があるもの
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

13. 再度入札（工事、委託及び物品）

(1) 再度入札をする場合

- ① 最低制限価格を設定しない案件

開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき。ただし、入札価格の状況によっては、再度入札を行わない場合があります。

- ② 最低制限価格を設定した案件
開札の結果、予定価格から最低制限価格の範囲内の価格の入札がないとき。
この場合において、最低制限価格を下回る価格で入札した者は、「失格」となり再度入札に参加することができません。

- ③ 低入札価格調査制度対象の案件
開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき。

- 建設工事及び建設コンサルタント業務等においては、予定価格を上回り予定価格の100分の130に相当する価格以下のものがあるときに限り、再度入札を行います。

(2) 再度入札の方法

- ① 指名競争入札の案件
 - ア 電子入札 F A X等により直ちに対象者に再度入札の旨を通知し、電子入札システムにより再度入札を行います。
 - イ 電子入札以外の入札 直ちに再度入札を行います。
- ② 制限付き一般競争入札の案件
対象者に再度入札の旨を通知し、電子入札システム又はその他本市が指定する方法により再度入札を行います。

- (3) 再度入札を行っても同様の開札結果であったときは、不調とします。

14. 不落随契（工事及び建設コンサルタント業務等）

制限付き一般競争入札が中止又は不調に終わり、再度公告を行って実施する入札（いわゆる「再発注」案件）については、市民生活に影響がある等その事業内容に急迫性が認められる場合に限り、不落随契を行うことができる取扱いとしています。

- 不落随契
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約

15 落札者の決定

15-1. 落札者（落札候補者）の決定（工事、委託及び物品）

- (1) 有効な入札を行った入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者（開札後に審査を行う場合は、落札候補者）とします。
- (2) 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を、落札者（落札候補者）とします。
- (3) 開札の結果、落札となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせて落札者（落札候補者）を決定します。電子入札の場合は、電子くじにより落札者（落札候補者）を決定します。
- (4) 落札者（落札候補者）を決定したときは、当該落札者（落札候補者）に電子、口頭又は書面でその旨を通知します。
- (5) 電子入札による落札候補最上位者等の公表等
制限付き一般競争入札の案件については、落札候補者、参加者及び入札金額を、契約課ホームページの「発注案件情報・開札速報検索」の案件内の「入札・見積結果情報」に公表します。
契約課ホームページの「入札結果情報検索」からは閲覧できませんのでご注意ください。
- (6) 電子入札による落札者等の公表等
落札者決定後、電子入札システムにより各入札者に落札決定通知書が発行されます。
制限付き一般競争入札の案件については、契約課ホームページの「入札結果情報検索」の案件内の「入札・見積結果情報」に落札結果（くじの場合は、くじの検証値等詳細）を公表します。
指名競争入札の案件については、契約締結日以降に、窓口にて落札結果を公表します。
- (7) 落札者と決定されたにもかかわらず、契約を締結しなかったときは、入札妨害等として、指名停止措置を行います。
この場合において当該落札者は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

15-2. 調査基準価格を設定した場合の落札候補者の決定（工事及び委託）

- (1) 審査の流れ
 - ① 調査基準価格を下回る価格で入札した者で、開札後の数値的判断基準値による第1次調査を経て、落札候補者と通知された者は、期日^(※)までに低入札価格調査関係書類を提出してください。

提出のない場合は、期限の日時をもって落札候補を取り消します。

(※) 提出期日について

工事 開札日の翌開庁日の午後5時

委託 契約課が指定する期日

- ② 低入札価格調査関係書類を提出した落札候補者に対しては、第2次調査を行い、建設工事等請負契約審査委員会で審査します。
- ③ 審査の結果、落札候補者が、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合は落札者とせず、次順位の入札者が調査基準価格を下回っている場合はその者に対して調査及び審査を行い、その結果により落札者とするか否かを決定します。落札者が決定できるまで繰り返します。ただし、落札候補者を取り消された入札者以外に低入札価格応札者がなければ、他の有効な入札者による落札者決定を行います。

15-3. 落札者決定に必要な審査（工事及び委託）

(1) 審査の流れ

- ① 落札候補者と通知された者は、開札日の翌々開庁日の正午までに確認書類等を持参してください。提出のない場合は、落札候補を取り消すことがあります。
- ② 落札者としての要件を満たしているとの確認ができた時点で落札候補者が落札者となります。
- ③ 確認ができない場合は、当該落札候補者を落札者とせず次順位の落札候補者に対し同様の審査を行い、落札者が決定できるまで繰り返します。

(2) 落札候補者を落札者としらない場合

- ① 必要な価格内訳書が提出されない場合又は提出された価格内訳書に不備がある場合
- ② 審査に必要な書類が提出されない場合又は提出された書類に不備もしくは虚偽がある場合
- ③ 無効な入札であったことが明らかになった場合
- ④ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
- ⑤ 入札の日又は入札の締切の日の後に「1. (4)入札に参加できない者」に該当することとなった場合

15-4. 契約金額（工事、委託及び物品）

契約金額は、消費税の非課税の対象となるものを除き、入札書の金額欄に入力又は記入した金額に 100分の110 を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とします。なお、軽減税率制度の対象となる場合は、入札書の金額欄に入力又は記入した金額に

100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とします。

16 契約の締結

16-1. 契約の締結（工事、委託及び物品）

(1) 契約保証金

工事 契約金額の100分の10に相当する額以上の額の契約保証金又は規則第49条で準用する規則第22条第1項の規定に基づく担保

委託 契約金額の100分の10（その他委託にあつては100分の5）に相当する額以上の額の契約保証金又は規則第49条で準用する規則第22条第1項の規定に基づく担保

物品 契約金額の100分の5に相当する額以上の額の契約保証金又は規則第49条で準用する規則第22条第1項の規定に基づく担保

(2) 契約書及び約款並びに締結方法

契約書及び約款は、本市所定のものを使用します。

契約の締結は、落札者の承諾を得たときは、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第9条第1項に該当する場合

落札決定後速やかに、建設リサイクル法第13条に規定する分別解体等の方法等について、本市所定の様式（契約課ホームページ>様式ダウンロード>「建設リサイクル法書面様式」）に掲載より作成したデータを監督職員の所属部署宛にメール送信し、監督職員の確認を受けてください。

また、当該書面に記載した事項を変更するときは、監督職員と協議の上、本市所定の様式により手続を行ってください。

(4) 建築設計業務の場合

落札決定後速やかに、建築士法第24条の7第1項各号の項目について、書面（任意様式）により業務主管課へ「重要事項説明」を行ってください。

また、契約書の一部とする、同法第22条の3の3第1項各号又は第24条の8第1項各号の項目を記載した「別紙1」（本市所定様式（契約課ホームページ>様式ダウンロード>「設計業務（建築）にかかる契約手続書類」）に掲載）についても作成し、データを契約課（委託担当）宛にメール送信してください。

※ 再委託を行う場合は、事前に業務主管課へ「再委託承諾申請書」を提出し、承諾を得た上で「別紙1」を作成してください。

なお、当該書面に記載した事項を変更するときは、調査職員と協議の上、本市所定の様式により手続を行ってください。

- * 手続の詳細については、「設計業務における建築士法第 22 条の 3 の 3 及び第 24 条の 8 並びに第 24 条の 7 の規定による契約手続の取扱いについて」（契約課ホームページ>様式ダウンロード>「設計業務（建築）にかかる契約手続書類」に掲載）をご確認ください。

16-2. 契約を締結しない場合（工事、委託及び物品）

入札（締切）日から契約締結日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しません。

- ① 無効な入札であったことが明らかになった場合
 - ② 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
 - ③ 入札の日又は入札の締切の日の後に「1. (4)入札に参加できない者」に該当することとなった場合
- 当該落札者は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

16-3. 契約書の提出等（工事、委託及び物品）

落札者は、市が指定する日までに、契約書への電子署名又は記名押印を行い、契約に必要な書類を提出してください。

16-4. 市議会の議決を要する契約の締結（工事及び物品）

市議会の議決に付すべき契約については、落札者決定後に仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約とします。

入札締切日から本契約締結日までの期間において、落札者が「16-2. 契約を締結しない場合」に該当する場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行います。

- 仮契約を締結しない又は仮契約の解除を行う場合、当該落札者は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

16-5. 契約保証金（工事、委託及び物品）

落札者は、（本）契約締結日までに、契約金額の100分の5（工事及び建設コンサルタント業務等は100分の10）に相当する額以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第43条の規定に該当する場合は、免除します。

契約保証金は、契約に伴う一切の損害賠償に充当します。また、受注者が「25. 契約の解除等について」(1)に該当して契約を解除された場合や、その責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合は、契約保証金は、本市に帰属します。

17. 前払金・中間前払金（工事及び委託）

17-1. 前払金（工事及び委託）

(1) 制度の概要

公共工事^(※)の発注者が、支払要件の区分に応じ、資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、保険会社の保証を条件として、着工時に契約金額の一部を支払うことができるものです。

^(※) 国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事の調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であって、政令で定めるもの以外のものをいう。）をいう。

(2) 適用要件等

- ① 工事のうち、設計金額（税込）が130万円以上であるもの 契約金額の4割
（低入札価格調査を経て締結した場合は、契約金額の2割）
- ② 工事に係る設計、調査又は測量のうち、契約金額が200万円以上で、かつ、履行期間が2月以上であるもの 契約金額の3割
- ③ 工事の用に供することを目的とする機械類の製造のうち、契約金額が3,000万円以上で、かつ、履行期間が3月以上であるもの 契約金額の3割

17-2. 中間前払金（工事）

(1) 制度の概要

既に前払金として支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として契約金額の2割以内を前払金として追加で支払うことができるものです。

中間前払金は、部分払に比べて手続が簡素化・迅速化され、認定請求から支払までの期間が短く済むこととなります。

(2) 適用要件等

- ① 設計金額（税込）が130万円以上で、工期が2月以上の工事であること。
- ② 既に前払金（契約金額の4割以内）の支払いを受けていること。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ⑤ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

対象工事の受注者は、原則として中間前払金と部分払のいずれかを、契約締結後に選択するものです。

18. 部分払（工事）

(1) 制度の概要

建設工事の既済部分に対しては、完済前に、各会計年度の支払限度額の範囲内において、その契約金額相当額の10分の9以内の額を支払うことができるものです。

(2) 適用要件等

- ① 設計金額（契約期間が複数年度にわたる場合にあつては、1の会計年度における設計金額）が2,000万円以上1億5,000万円未満の建設工事又は製造の請負であつて、契約の履行期間が6月以上であるもの 1の会計年度内において1回
- ② 設計金額（契約期間が複数年度にわたる場合にあつては、1の会計年度における設計金額）が1億5,000万円以上の建設工事又は製造の請負であつて、契約の履行期間が6月以上のもの 1の会計年度内において2回
- ③ 特に必要があると認めるもの（年度精算の位置付けでの部分払等） 1の会計年度内において必要と認める回数
- ④ 中間前払金を請求していないこと。（複数年度契約に係る最終年度以外の年度精算の位置付けでの部分払を除く。）

19. 労務者賃金支払い状況報告書の提出（工事及び委託）

(1) 工事

発注時に特定建設業の許可を求める全ての案件が対象

完了検査時に提出を求めます（複数年度契約の場合は、年度終了ごとに提出を求めます。）。

(2) 委託

契約金額 500 万円以上の建物清掃、除草、花卉樹木管理、人的警備、総合ビル管理などの労務提供を主とする委託業務であって、入札公告で提出を求める案件が対象

業務完了時に提出を求めます（複数年度契約の場合は、年度終了ごとに提出を求めます。）。

20. 建設工事における中間検査の実施対象（工事）

(1) 実施対象

発注時に特定建設業の許可を求める全ての案件とします。

➤ 発注時に特定建設業の許可を求める案件の一定基準について

予定価格（税込）	特定建設業の許可
概ね 8,000 万円以上	原則として求める。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)
概ね 8,000 万円未満	原則として求めない。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)

※ 建設業法における監理技術者の配置を必要とする下請契約の請負代金額（下請合計金額）：4,500 万円（建築 7,000 万円）以上

21. 工事实績データの登録（CORINS登録）（工事）

(1) 登録の対象金額

受注時又は変更時における契約金額が、500 万円以上の全ての工事

(2) 登録の種類及び登録申請の期限

- ① 受注登録 契約後 10 日以内（市の休日を除く。）
- ② 変更登録 変更があった日から 10 日以内（市の休日を除く。）
- ③ 竣工登録 工事完成後 10 日以内（市の休日を除く。）

(3) 登録完了後、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を印刷し、その写しを直ちに監督職員に提出してください。

22. 施工体制台帳（工事）

受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを必ず監督職員に提出してください。

23. 公共工事等からの暴力団排除の取組み（工事、委託及び物品）

(1) 誓約書等の提出

① 枚方市競争入札参加資格申請時に、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書及び役員等に関する調書の提出を求めます。

誓約書等を提出しない事業者には、入札参加資格を与えません。

② 受注者が500万円以上を下請負人等の下請けさせる場合は、別途、下請負人等による誓約書及び役員等に関する調書を、受注者を通じ求めます（下表参照）。

	対象契約 ^(※) 金額	求める相手	提出時期 (提出の方法)
建設工事	500万円以上	下請負人等、第二次以下の下請契約の当事者	契約相手方として決定した時点（受注者を通じ提出）
委託		再委託先、第二次以下の再委託先	
物品		仕入先又はリース契約における再委託先	

※元請と下請等との下請契約又は下請等と第二次下請等との下請間契約も含む。

(2) 違約金の徴収

暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると判明した場合、違約金として次に定める金額を本市に支払わなければなりません。

- ① 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る契約 契約金額の100分の10に相当する額
- ② その他の契約 契約金額の100分の5に相当する額

違約金は、契約を解除するか否かを問わず、本市に支払わなければなりません。

24. 談合その他不正行為に対する措置（工事、委託及び物品）

- (1) 入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応します。
- (2) 本市から、入札、契約に関する不正行為等に係る調査、事情聴取、指示等を受けた場合は、それに協力しなければなりません。なお、協力しない場合は入札参加停止の措置を行います。
- (3) 落札者が契約を締結した場合において、契約者が本市発注の案件について、次のいずれかに該当した場合は、本市が契約を解除するか否かを問わず、契約者は賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を本市に支払わなければなりません。
 - ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
 - ② 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - ③ 刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定により刑が確定したとき。
 - ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

25. 契約の解除等について（工事、委託及び物品）

- (1) 契約の解除
受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。
 - ① 民法第541条又は第542条に規定する解除事由に該当するとき。
 - ② 枚方市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
 - ③ 暴力団排除措置を受けたとき。
 - ④ 独占禁止法の規定による命令を受け、若しくは同法第7条の4第1項の規定により命令を受けず、又は同法第89条第1項若しくは刑法第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

- ⑤ 施行令第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められるとき。
- ⑥ 当該契約に関し法令、条例、規則、規程、契約条項等に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、入札参加停止の措置事由に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(2) 違約金の徴収

契約を解除した場合、違約金として次に定める金額を支払わなければなりません

- ① 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る契約 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額
- ② その他の契約 契約金額の 100 分の 5 に相当する金額

26. 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の未加入対策（工事及び委託）

(1) 工事

- ① 各発注案件の入札参加時に、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入を資格要件とします。
未加入の建設事業者は、入札に参加することができません。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合は除きます。
- ② 加入状況の確認
次の資料等により行います。
ア 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
イ 上記の資料で確認できない場合 公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」及び年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書」等
- ③ 元請業者に対し、社会保険に未加入である建設業者を一次下請業者とすることを禁止します。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合は除きます。
＜加入が確認できない場合における元請業者に対する措置＞
 - ① 元請業者に対して 1 ヶ月の指名停止措置を行います。
 - ② 指名停止措置に伴い工事成績評定から 6 点を減点します。

(2) 委託

委託に係る枚方市競争入札参加資格申請時に、社会保険の加入を義務付けます。ただし、法令による加入義務がない事業者は除きます。

＜加入が確認できない場合における事業者に対する措置＞

社会保険の加入が確認できない当該事業者については、本市への業者登録ができないものとします。

枚方市 総務部 契約課

令和5年1月